

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり



あさごしふくしじむしょ
朝来市福祉事務所

— はじめに —

せいかつ ほご じぶん ちから せいかつ ひと くに
生活保護は、自分の力だけでは生活できない人に、国が
さいていせいかつ ほしょう
最低生活を保障するものです。

ふくしじむしょ せいかつ そうだんあいて 民生委員・
福祉事務所は、あなたの生活の相談相手として、
じどういいん きょうりよく かぎ えんじょ
児童委員とともに協力し、できる限りの援助をします。

ただ ほご う しょうらいじりつ さっし
正しく保護を受け、将来自立をするためにこの冊子をよ
よ けんり ぎむ りかい
く読み、権利と義務についてしっかりと理解しておきましょ
う。

— もくじ —

- 1 生活保護とは 1
- 2 生活保護が決まるまでの流れ 3
- 3 生活保護のしくみ 4
- 4 ケースワーカーと民生委員・児童委員 5
- 5 保護の種類 6
- 6 減免されるもの 7
- 7 医療を受けるとき 8
- 8 介護を受けるとき 9
- 9 生活保護を利用中に守らなければならないこと 10

1 生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国民の生存権を保障するとともに、自分の力で生活していけるように手助けをする制度です。自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することが困難な場合に、誰もが受けることができますが、次のような定めがあり、最善の努力をつくしてもなおかつ生活できない場合に、福祉事務所に申請することにより、必要なお金や品物などが支給されます。

(1) 能力の活用

働ける方は、能力に応じて仕事に励んでください。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先とします。



(2) 資産の活用

生活必需品以外の財産（預貯金、土地、家屋、高額または貯蓄性の高い各種保険、貴金属類、自動車、ピアノなど）のある方は、暮らしのために活用（たとえば、売却して生活費にあてるなど）してください。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。



◆◆ 自動車の保有などについて ◆◆

生活保護受給期間中は自動車の保有や、借りて利用することは、次の理由などにより原則として認められていません。

- 生活保護制度は、生活に困っている方の最低限度の生活を保障するにすぎないため、自動車の保有にかかる保険料、自動車税、車検費用や燃料代など多額の経費により最低生活が圧迫されること
- 交通事故を起こしたときの賠償能力に問題があること
- 地域の低所得者との均衡が保てないこと



生活保護受給期間中に、福祉事務所の指導・指示に従わず、車を保有したり借りて利用すると、保護の変更、停止または廃止をされます。ただし、個別の事情によっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もあるのでご相談ください。



(3) 扶養義務者の援助の活用

親、子ども、兄弟姉妹、親せきなどから援助を受けることができる方は、できるだけその方々から援助を受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、配偶者等からの暴力や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせる事（※）もあるため、事前にご相談ください。

（保護受給中は必要に応じて「扶養に関する届出書」を扶養義務者に対し送付します。）



（※）・当該扶養義務者が生活保護受給者、社会福祉施設入所者、主たる生計維持者ではない非稼働者（専業主婦・主夫など）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者

・過去の生活歴などから明らかに扶養ができない者（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立しているなどの事情がある、縁が切られている、10年程度音信不通であるなどの著しい関係不良の場合）

・当該扶養義務者から過去に暴力・虐待の経緯があるなど、扶養を求めることにより明らかに本人の自立を阻害することになると認められる者など

(4) 他の制度の活用

生活保護以外にも、生活を支えるための様々な公的な制度（国民年金、厚生年金、障害年金、児童扶養手当、健康保険、雇用保険など）があります。生活保護より、他法・他施策が優先となるため、他に活用が可能な制度がある場合は、まずはそれから制度を活用いただくこととなります。対象になる方は手続きをし、すべて受けてください。



2 生活保護が決まるまでの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんなときには、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、その方々の問題解消のため、ご協力いたします。なお、生活保護の利用の際には、以下の手続きを経ることとなります。

1. 相談

福祉事務所（相談場所については原則、福祉事務所または各支所ですが、お身体が不自由など、どうしても外出困難な場合は訪問もできます。）またはお住まいの地区の民生委員・児童委員にご相談ください。相談時には、プライベートな部分もあるため、お話は可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。



2. 申請

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、あなたの生活状況や生活歴などを詳しく伺い、必要な書類に必要な事項を記入していただき、福祉事務所に提出していただきます。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況をj確認できる資料などを求めることがあります。



3. 調査

福祉事務所は、生活保護を申請されたあなたの家庭などを訪問して、生活状況や保護の要件が満たされているかなどをお尋ねします。また、預貯金調査や、扶養義務調査、資産調査など関係機関へ照会を行います（原則14日以内に決定・特別な事情で調査に時間を要する場合は30日以内）。



4. 決定

福祉事務所は、あなたの申告内容や関係機関への照会の結果に基づいて、厚生労働大臣が定める基準と世帯の収入を比べて、生活保護が必要かどうかを決定します。



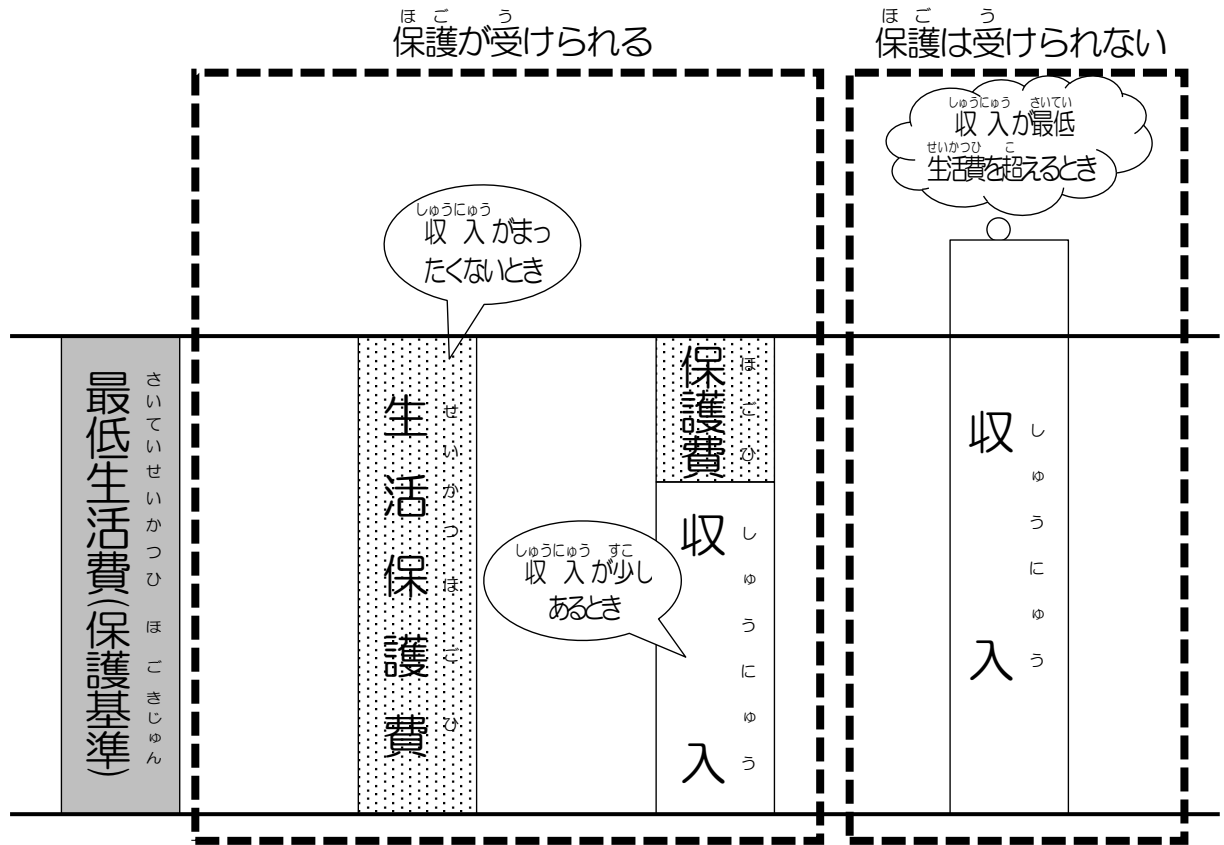
3 生活保護のしくみ

生活保護を受けることができるかどうかは、国が定める保護基準に基づいて算定した最低生活費と収入を比べて判断します。

その場合、同居している世帯全体を単位として、最低生活費や収入を算定します。

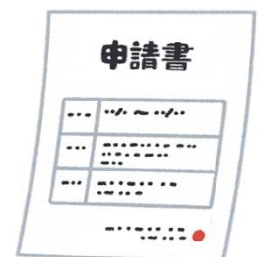
そのため、生活保護の申請は基本的には個人ではなく世帯単位となります。世帯の収入が最低生活費より少ないときには、その不足分だけが保護費として支給されます。

なお、1ヶ月以上の入院、老人保健施設などに入所している場合は異なった基準額となり、収入に応じて自己負担額が発生する場合があります。



(1) 申請について

保護を決めるために、保護申請書のほか、必要な書類により申請手続きをしていただきます。



(2) 収入について

- 給与、年金、手当、仕送り、借入金など、現実に世帯に入ったすべてのものが収入となります。
- また、働いて得た給与などは、額に応じて定められる一定額（勤労控除）などを差し引き、収入として扱われます。



(3) 保護費の受け取り方

毎月5日（土曜・日曜・祝日のときは前日）に指定口座に振り込まれます。



(4) 不服の申立について

福祉事務所の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。生活保護法第77条の2及び第78条による決定に不服があるときは、朝来市長に対して審査請求を行うこととなります。

4 ケースワーカーと民生委員・児童委員

(1) ケースワーカー

ケースワーカー（地区担当員）は、生活保護を利用される方のお困りごとの解決や、自立を目指すために必要なことを一緒に考え、手助けする者です。あなたの生活状況などをお尋ねし、世帯の実情に応じた必要な助言や指導を行うために、定期的に家庭訪問を行っております。日常生活で何か困ったことや、不明なことがありましたら、気軽に相談してください。



(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、それぞれの地域で、生活に困ったり悩みを持つ方々に必要な援助や助言、見守りを行います。福祉事務所と協力関係にありますので、何か困ったことや、不明なことがありましたら、気軽に相談してください。

5 ほご しゅるい 保護の種類

せいかつ ほご ないよう つぎ しゅるい ふじよ
生活保護は、その内容ごとに次の8種類の扶助があります。

① 生活扶助

いしょく すいどうこうねつひ にちじょうせいかつ
衣食、水道光熱費など日常生活に
ひつよう ひよう せたい
必要な費用を世帯の
にんずう さんてい
人数などで算定されま
す。



② 住宅扶助

やちん ちだい じゅうたく ほしゅう ひよう
家賃、地代、住宅の補修などの費用
が定められた限度
さだ げんど
範囲内で支給され
はんいない しきゅう
ます。



③ 教育扶助

こ ぎ むきょういく う
子どもが義務教育を受けるための
がくようひんひ がつきゅうひ きゅうしょく
学用品費、学級費、給食
ひ さいていげんひつよう
費などの最低限必要な
けいひ しきゅう
経費が支給されます。



④ 医療扶助

びょうき ちりょう ひつよう ひよう
病気やけがの治療に必要な費用。
いりょうひ げんぶつしきゅう
医療費は現物支給となるため、
ほけんてきょうない
保険適用内のものについては、
じ こ ふたん はっせい
自己負担が発生しません。

ちりょうざいりょう せじゅつ ようけん
治療材料や施術など要件にあて
はまるものについて
は、支給可能なものも
あります。



⑤ 介護扶助

かいごにんてい う かた かいご
介護認定を受けている方が介護サ
ービスを受ける際の1割の自己
ふたんぶん しきゅう げんぶつしきゅう
負担分が支給されます。現物支給
となるため、自己負担は発生しま
せん。なお、介護サービス(住宅
かいしゅう ふくしりょうぐこうにゅう
改修、福祉用具購入など)の



りようきぼう
利用希望があるとき
は、福祉事務所にご
ふくしじむしょ
相談ください。

⑥ 出産扶助



しゅつさん ひよう
出産にかかる費用について、
げんどがくない しきゅう
限度額内で支給されます。

⑦ 生業扶助

こうとうがっこう
高等学校にかかる
ひよう しゅうしょく
費用や就職する
ために必要となる技能、
ひつよう ぎのう
資格習得にかかる費用が支給され
ます。



⑧ 葬祭扶助

せたいいん な さい ひつよう
世帯員が亡くなった際に必要な
そうぎひよう
葬儀費用などについて、
げんどがくない しきゅう
限度額内で支給されますが、
しきゅう ようけん
支給には要件があります。



まいつきしきゅう ほごひ さいていせいかつひ ひつよう ふく
 毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべて含
 まれています。しかしながら、しゅっさん にゅうがく にゅうたいいん あたら ほごう かた
 出産、入学、入退院や新しく保護を受ける方
 ひつよう もあ ひつよう かくほ
 で必要なものの持ち合わせがないなど、やりくりではこれらの必要なものの確保
 こんなん ばあい りんじてき じゅよう おう ひふくひ かおく
 が困難な場合があります。そのような臨時的な需要に応じるため、被服費や家屋
 ほしゅうひ いそうひ ひつよう おう しきゅう いちじふじょ
 補修費、移送費など必要に応じて支給される一時扶助があります。

しきゅう いったい じょうけん しきゅう ばあい じょうげんがく
 それぞれの支給には一定の条件があり、支給されない場合や上限額がありますの
 ふくしむしょ そうだん
 で、福祉事務所にご相談ください。
 しきゅう かなら じぜん そうだん しんせい ひつよう りょうしゅうしょ
 支給にあたっては、必ず事前の相談・申請が必要となります。また、領収書など
 しよるい ひつよう ばあい
 の書類が必要な場合もあります。

6 げんめん 減免されるもの

つぎ ひようなど せいかつ ほご じゅきゅうちゅう めんじょ げんがく しかく
 次のような費用等は、生活保護受給中は免除・減額されたり、または資格を
 うしな ふくしむしょ たず
 失うことがありますので、福祉事務所にお尋ねください。

げんめん ほんにん てつづ てきよう う
 ※減免については、本人が手続きをとらないと適用が受けられません。

◆◆ げんじょ げんがく 免除・減額されるもの ◆◆

- こくみんねんきん ほけんりょう 国民年金の保険料
- じゅうみんぜい 住民税
- じゅしんりょう NHKの受信料
- きほんしりょう ケーブルテレビの基本使用料
- こていしさんぜい 固定資産税
- ほいくえん ほいくりょう 保育園の保育料
- しえいじゅうたくとう やちん 市営住宅等の家賃



◆◆ しかく うしな 資格を失うもの ◆◆

- こくみんけんこうほけん 国民健康保険
- こうきこうれいしゃいりょうほけん 後期高齢者医療保険
- ふくしいりょうひ じゅきゅうしゃしょう 福祉医療費受給者証



7 医療を受けるとき

○病気やけがをしたときは、生活保護法の指定医療機関（病院・
医院）を受診することができます。できるだけ自宅から近い指定医療
機関を受診してください。指定されていない医療機関を受診されたと
きは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありま
すので、事前にケースワーカー（地区担当員）に確認してください。



○同じ病気で2ヶ所以上の医療機関にかかることは、原則として認められませ
ん。また、遠方（市外遠距離）の医療機関にかかるときは、事前にケースワ
ーカー（地区担当員）に相談してください。

○受診には福祉事務所が発行する事務連絡票が必要です。本人または家族が福祉
事務所にきて申請してください。

○通院が翌月に続くときは、原則として月が替わるごとに傷病届の申請をして
ください。

○福祉事務所が閉まっているときに、急病などでやむを得ず医療機関を受診
するときは、生活保護受給証を提示して、生活保護受給中であることを
伝えて受診し、後日すみやかに福祉事務所へ連絡してください。

○生活保護を受給中は国民健康保険が使えなくなりますが、健康保険に加入
中は、その健康保険証と福祉事務所が発行する事務連絡票の両方を使う
こととなります。（健康保険に加入できる可能性がある方は報告してください。）

○処方される医薬品については、医師により後発医薬品（ジェネリック医
薬品）の使用が可能と判断されたときは、原則として後発医薬品が調剤さ
れます。（平成30年10月より原則化されました。）

◆◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは◆◆

先発医薬品と同じ有効成分で同じ量を含む薬であり、先発医薬品と
品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。
後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。



8 介護を受けるとき

65歳以上の高齢者または40歳以上65歳未満の人で「脳血管疾患」など特定疾病の病気があり、自力で生活を維持することが困難なときに介護保険サービスを利用することができます。

<介護保険に加入している方>

次の方は、生活保護を受けていても「介護保険」に加入することになります。

- 65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）
- 健康保険に加入している40歳から64歳までの方（介護保険の第2号被保険者）

※ 介護サービスを必要とする方には、「介護保険で利用者負担となる部分」が生活保護から支給されます。

- (1) 介護サービスを受けるためには、「要介護認定」を受ける必要がありますので、市役所のふくし相談支援課に相談してください。
- (2) ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- (3) 介護サービスを受ける前に、要介護認定の結果とケアプランの写しを福祉事務所に提出してください。

<介護保険に加入していない方>

健康保険に加入していない40歳から64歳までの方（介護保険のみなし第2号被保険者）

※ 介護サービスを必要とする方には、「介護保険と同じサービス」が生活保護から給付されます。

- (1) 介護を受けたいときに、福祉事務所に相談してください。
- (2) 要介護認定を受けたいときは、福祉事務所に相談してください。
- (3) ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。



9 生活保護を利用中に守らなければならないこと

●生活保護を利用する方の権利

- (1) 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- (2) 正当な理由がなく、すでに決定された保護は不利益に変更されることはありません。
- (3) 保護費として支給された金品については、税金が課せられたり、差し押さえられることはありません。
- (4) 保護を受ける権利は、譲り渡すことができません。

●生活保護を利用する方の義務

- (1) 自分の生活をよりよくするために、常に生活の維持向上に努めなければなりません。

○病気やけがで働けない方は、医師の指示を守り、まずは療養してください。

○働ける方は、能力に応じて仕事に励んでください。

○働ける方が失業中のときは、求職活動をしてください。

○生活の無駄をなくし、計画的な暮らしを心がけてください。

○家賃、介護保険料、水道光熱費など納めなければならない金品のある方は、定められた期限までに納めてください。

- (2) 生活状況や保護を受ける内容が変わる場合には、すみやかに届出をしなければなりません。

○住所を変えるとき。

○家族の状況が変わったとき。(進学・転入転出・入退院・妊娠・出産・死亡・事故など)

○仕事が変わったときや、仕事についていなかった方が仕事についてきたとき。

○収入があった(変わった)とき。(給与や年金、手当額が変わったとき、ボーナスや他の給付金が入ったときなど、あらゆる収入について申告が必要です。必ず申告してください。)

○その他生活の状況が変わったとき。



(3) 生活保護費は目的どおりに使用しなければなりません。家賃、給食費や教材費、介護保険料などは、それぞれの支払いに充てることを目的として支給していますので、ほかの用途に充てることは認められません。

(4) 福祉事務所が行う指導・指示（ケースワーカーの訪問指導を含む）には従わなければなりません。

これらの義務に違反したときは、保護の変更、停止または廃止をされる場合があります。



●保護費の返還について

次のような場合は、支給した保護費（医療費・介護費を含む）を返還する必要があります。

資産がありながら保護を受けた場合

○年金や手当をさかのぼって受け取ったとき

○不動産や生命保険など活用できる資産が現金化されたとき

○交通事故の賠償金を受け取ったとき など

世帯の自立に必要な経費がある場合、その経費については返還が免除される場合があります。

不正に保護を受けた場合

○保護の申請や収入申告の内容にうそがあったとき

○収入があるのに申告をしなかったとき など

不正に受けた保護費はすべて返還する必要があります。

さらに、3年以下の懲役または、100万円以下の罰金が課せられる場合があります。



ふくしじむしょ じゆきゆうしや いちにち はや じりつ
※福祉事務所では、受給者のみなさんが一日も早く自立できる

ように、それぞれの世帯の事情に応じて、できるだけのお
てつだ
手伝いをします。

しんぱい こま
心配ごとや困ったこと、またわからないことがありましたら
えんりよ そうだん
遠慮なく相談してください。



メモ

あさごしふくしじむしょ
朝来市福祉事務所

あさごしやくしよ しゃかいふくしか せいかつふくしがかり
(朝来市役所 社会福祉課 生活福祉係)

〒669-5292

あさごしわだやまちょうひがしたに ばんち
朝来市和田山町東谷213番地1

TEL 079-672-6123 (直通) ちよくつう

079-672-3301 (代表) だいひょう

あなたの世帯のケースワーカー (地区担当員) は _____ です。